

令和3年5月17日

全国知事会

I 地域における障害者支援について

● 障害の重度化・障害者の高齢化を踏まえた地域での生活の支援についてどう考えるか。特に、地域での自立生活の実現・継続を支えるサービスの在り方をどう考えるか。

- 障害の重度化・高齢化が進む中、地域移行の受け皿確保が急務。その役割を担う日中サービス型グループホームの整備が進んでおらず、整備促進が図られるような制度設計や報酬体系の在り方を検討すべき。
- 現行のサービス体系では対応が難しいような行動障害等の重度ケースに対応できるような新たなサービスの創設の検討や、支援体制の整備やサービスの質の向上が課題。
- 地域生活支援拠点の整備を進めるため、例えば緊急時の受入れ・対応について、対応したときのみ加算されるのではなく、空床確保のための人員確保や体制整備について加算されるような報酬体系等を検討すべき。
- 重度障害や行動障害の方に対応できる人材を確保するため、研修の在り方を含めて、仕組みの検討が必要。
- 介護する親の高齢化や親亡き後を見据え、また、障害の重度化や障害者の高齢化を踏まえ、医療や介護保険サービス等多職種との連携体制の整備が必要。

● 地域での自立生活への移行や継続を支えていくための相談支援の在り方についてどう考えるか。また、地域共生社会の実現に向けた改正社会福祉法による参加支援や地域づくりといった観点も踏まえ、地域生活に必要な暮らしの支援（地域生活支援事業等の在り方）について、どう考えるか。

- 地域での自立生活への移行や継続のためには、基幹相談支援センターを中心とした重層的な相談支援体制の整備が必要。
- 特に基幹相談支援センターの主任相談支援専門員をはじめ、相談支援に係る人材不足が指摘されており、人材育成を計画的に推進しスキルアップを図る必要がある。これまでも研修制度の見直しは行われてきたが、相談支援体制の強化を図るためには、人材確保の観点から処遇改善面のさらなる財政支援の見直しや、相談支援専門員のキャリアパスを明確にし、インセンティブを与える必要があると考える。また、将来的には国家資格の導入を検討する必要がある。
- 相談支援については、報酬上のさらなる評価を行うとともに、介護保険のケアマネのように毎月一定の報酬上の評価を検討するなど、相談支援事業所の安定的な運営を確保できるような報酬体系にする必要がある。
- 利用者の新たなニーズや状況の変化に応じたニーズに対応した支援を行うための体制づくりが必要。そのためには地域生活支援事業の内容は今後も維持しながら、新たなニーズにも対応していく必要があるが、そのための財源となる地域生活支援事業にかかる国庫補助が、不十分な状況が常態化しており、確実に確保されることが必要。
- 地域生活支援事業については、基本的な権利を保障するために必要な事業や家族の負担軽減につながる事業については、個別給付化等の検討も含め見直しが必要。

【その他の意見】

- 高次脳機能障がい、外見からは障がいがあると分かりにくく、「見えない障害」や「隠れた障害」などと言われている。

このため、周囲の理解促進はもとより、専門医の確保や専門のリハビリテーションセンターの設置など、国における支援体制のさらなる充実が必要。

Ⅱ 障害児支援について

- 障害児通所支援の在り方についてどう考えるか。特に、昨今の状況変化（女性の就労率の上昇等）や、インクルージョンの観点も踏まえ、放課後等デイサービス・児童発達支援等がそれぞれ担うべき役割・機能をどう考えるか。

- 放課後等デイサービスや児童発達支援が、児童のための必要な指導や訓練などを行うという本来の役割・機能をもっており、今後も引き続き担うべきものとする。
- 保護者の就労等のため、保育所や放課後児童クラブと同じく、預かりの役割として期待されている現状もある。
- 放課後等デイサービス、児童発達支援等それぞれの役割で考えるだけでなく、一般施策としての子育て支援も視野に入れる必要がある。社会への参加・包容を推進するためには、保育所等の一般的な子育て支援施策における障害児の受け入れを進めることと併せ、教育とも連携を深めたうえでより総合的な形での支援を実践していくべき。
- 負担金が安価なことから、通常の送迎サービスや放課後児童クラブで対応できる児童も、利用するケースが散見され、真にサービスが必要な重度の障害児が利用できない状況もあることから、子ども・子育て支援の枠組みで再整理が必要と考える。
- 障がい児支援について、多様な働き方やインクルージョンの観点を踏まえた受入が必要と考えており、幅広く国において体制のあり方等を検討していただきたい。

- いわゆる「過齢児」をめぐる課題についてどう考えるか。（円滑な移行に向けた仕組み、支援体制 等）

- いわゆる「過齢児」の問題は解決すべき喫緊の課題であり、円滑な移行に向けた対応が必要。
- そのために、強度行動障害などの障害特性のある過齢児について対応可能なグループホーム等の受け皿の整備、さらにはその支援を支える人材の整備の促進が必要。
- また、円滑な移行に向けて障害者支援施設、市町村等と情報共有を図るとともに、強度行動障害者の受入れ可能な移行型グループホームの設置・拡充等が重要。
- 移行先が決定していない 18 歳以上の者がいる福祉型障害児入所施設において、当該施設と相談支援専門員、障害者支援施設、グループホーム関係者、児童相談所による協議の場を市町村ごとに設ける必要がある。
- 受け皿の一つと考えられる障害者支援施設に十分な空きがないことが原因の一つ。障害者支援施設においては、地域移行が困難な高齢障害者が多く入所しており、入所者の硬直化を招いている。本来、障害者支援施設は障害特性に応じた支援に特化することが適当であることから、高齢障害者の支援の場について、介護保険と一体的に検討が必要。
- 国において、状況把握に努め、円滑な移行に向けた対策についてご検討いただきたい。

Ⅲ 障害者の就労支援について

● 短時間雇用など多様な就労ニーズへの対応や加齢等の影響による一般就労から福祉的就労への移行についてどう考えるか。

- 心身のコンディション等から週 20 時間以上働くことが困難な障害者でも短時間雇用の活用により就労機会を創出できることから、多様な働き方を進めるうえでも必要。
- 加齢等の影響による一般就労から福祉的就労への移行についても、多様な就労形態の一つとして就労継続につながることから必要と考える。雇用管理に不安を抱える企業に対する支援にもなる。
- また、一般就労と福祉的就労の併用を可能とすることで、短時間雇用の活用がスムーズになるとともに一般就労と福祉的就労との相互の移行もスムーズになると考えられる。障害者の収入・生活の安定や就労意欲の向上にもつながると考える。
- ただ、市町によって取扱に差があることや、安易に一般就労から福祉的就労への移行を促すことは、障害者の就労機会の確保に反することにもつながるため、一定の基準やルール考え方を示す必要はあると考えられる。
- 一般就労から福祉就労への移行を適切に行うためには、就労支援機関や相談支援機関等との連携により本人の就労能力や適性等を評価した上で、本人に適した働く場につなげることが必要。
- 短時間雇用を促進させるために、法定雇用率の対象にする仕組みも検討してはどうか。

● 雇用と福祉の連携強化についてどう考えるか。(雇用・福祉施策の役割分担、それぞれの課題など)

- 一般就労は労働部局、福祉的就労は福祉部局が担っている現状があり、障害者の就労支援を進めるためには、相互の連携強化は必要。
- 雇用施策と福祉施策の双方の分野にかかる知識を習得した人材が少ないことから、研修や資格制度の創設等による専門人材の育成が必要。
- 就労定着支援の事業所が増加していないことから、要因を分析し、取り組むべき課題の整理や検討が必要。
- 一般就労の場において、企業の障害者雇用率達成のために居場所の提供をもって障害者雇用を行っているケースなども多く見られるようになってきつつある。障害者にとっては、最低賃金が支払われるメリットはあるものの、就労を通して働くことに喜び・生きがいを感じにくいことや、就業する力がつくわけではないというデメリットもあり、これについても議論が必要ではないかと考える。
- 一般就労への移行を促進するため、就労系障害福祉サービス事業所への思い切ったインセンティブの創設が必要であり、その上で、一般就労した障がい者の職場定着支援のためには、雇用施策(ジョブコーチ等)と福祉施策(就労定着支援事業等)の連携が不可欠である。
- 障害者就業・生活支援センターは、地域のハブ機能を担うだけでなく、特に生活面においては直接支援の担い手としてのニーズも高く、働く障がい者のセーフティネットとしても重要な役割を担っている。そのため、現状の職員配置では、今後十分に機能できないと危惧されることから、生活支援等事業においても、地域の実情に応じた職員配置を可能とするよう、総合支援法において都道府県が行う事業として明確に位置付けるなどの制度の見直しと、安定的な財源確保を図られたい。また、障害福祉サービスである就労定着支援事業の実施など、柔軟な運用が可能となるよう、検討いただきたい。

IV その他

● 介護保険施設等を居住地特例の対象とすることについてどう考えるか。

- 現在、居住地の障害者施設等から別の市町村にある介護保険施設に入所した場合、介護保険サービスに係る費用は居住地特例により元々居住していた市町村が負担し、障害福祉サービスに係る費用は介護保険施設が障害者総合支援法に基づく居住地特例対象施設に位置付けられていないため、介護保険施設のある市町村の負担となっている。
- 今後、高齢の障害者が増加し、介護保険施設等に入居する障害者が障害福祉サービスを利用するケースも増加することが想定される。
- 介護保険施設等の所在する自治体に負担が偏ってしまうことから、障害者総合支援法に基づく居住地特例の対象に含めることを検討すべきと考える。

● 障害福祉サービス等の制度の持続可能性についてどう考えるか。

- 障害者の特性は多様化しており、支援のためのサービスのさらなる充実が必要不可欠だが、財源確保、人材確保の面でそれぞれ課題がある。
- 人口減少や高齢化の進行により、税収が激減することは明らかであり、財源確保が課題。
- 地域生活支援事業にかかる事業費は年々増加する一方、国補助金の予算額が横ばいであるため地方の財政負担が年々大きくなっている。国において必要な財源の確保をお願いしたい。
- 福祉人材の確保が非常に困難な状況にあることから、適切な報酬の評価が必要。
- サービス事業所の現場の負担を軽減するため、ICTの活用や介護ロボットの導入の促進が必要。
- 介護保険と比べてもサービス種別が多く、報酬改定ごとに加算の要件が複雑化して分かりにくいものとなっているため、今後の改正については、シンプルで分かりやすい制度を行う必要がある。
- 労働人口の減少等に伴い、職員の確保が難しく、現行サービスの維持は困難と考える。児童福祉、介護保険などの枠を横断した制度の創設などの検討が必要。
- 過疎地域での障害福祉サービス提供に対する報酬を手厚くするとともに、ひきこもりや軽度の発達障害も対応できるような柔軟な制度とする必要がある。
- 就労継続支援 A 型は、現行サービスにおいて重要な機能を担っており、求められる役割や機能についての将来像を提示いただきたい。
- 障害福祉サービスの利用者や事業所の増加に伴い、市町村においては障害福祉サービス利用に関する業務（障害支援区分認定等）が、都道府県・中核市においては、事業所の指導監督等の業務（事業所の指定、監査、指定取消等）が増加している。このため、地方公共団体に対しても、一層の支援をお願いしたい。

【その他の意見】

- 報酬改定を含め制度の見直しにおいては、地方公共団体において施行準備に支障をきたさないよう、早期の情報提供（通知、様式含む）や十分な準備期間を確保してほしい。
- 併せて、障害福祉サービス事業所や利用者にも不利益が生じることが想定される見直しは、経過措置を設けるなどの対応が必要。